

●香川県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年7月21日から同年8月10日まで一般の縦覧に供する。

令和8年7月21日

香川県知事 池 田 豊 人

1 道路の種類 国道（一般）

2 路 線 名 438号

3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市飯山町下法軍寺字原川 1110番1地先から 丸亀市飯山町下法軍寺字原川 821番1地先まで	3.7～5.3	108	平成26年8月8日付け香川県告示第301号で変更した区域の一部

4 供用開始の期日 令和8年7月21日